

鹿 児 島 県 公 報

令和 3 年 3 月 16 日 (火) 第 191 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 保安林の指定 (2 件) (森づくり推進課取扱い) 1
 - 保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の掲示 (森づくり推進課取扱い) 2
 - 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止 (高齢者生き生き推進課取扱い) 2
 - 介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の指定の辞退 (高齢者生き生き推進課取扱い) 3
 - 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止 (高齢者生き生き推進課取扱い) 3
 - 肥料の登録の失効 (経営技術課取扱い) 3
 - 収去飼料の試験結果の公表 (畜産課取扱い) 4
 - 県営土地改良事業の計画の決定 (5 件) (農地整備課取扱い) 4
 - 基本測量の実施 (監理課取扱い) 6
 - 基本測量の終了 (監理課取扱い) 6
 - 公共測量の終了 (監理課取扱い) 6
 - 道路の区域の変更 (5 件) (道路維持課取扱い) 6
 - 道路の供用の開始 (5 件) (道路維持課取扱い) 7
 - 海岸保全区域の廃止 (港湾空港課取扱い) 9
 - 海岸保全区域の指定 (港湾空港課取扱い) 9
 - 建築主事の所轄区域及び建築確認区分の指定の廃止 (※) (建築課取扱い) 10
 - 鹿児島県指定金融機関事務取扱要綱等の一部を改正する要綱 (※) (会計課取扱い) 10
 - 総括指定金融機関の指定, 指定金融機関等の名称, 取扱店舗及び取扱事務の範囲の一部改正 (※) (会計課取扱い) 11
 - 鹿児島県収納代理金融機関のうち郵便貯金銀行の指定の一部改正 (※) (会計課取扱い) 11
- 公 告**
- 落札者等の公告 (管財課取扱い) 11
- 選 挙 管 理 委 員 会 告 示**
- 直接請求の連署に必要な有権者の数 (※) (選挙管理委員会取扱い) 11
- 公 安 委 員 会 告 示**
- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 13
- 奄美大島海区漁業調整委員会指示**
- アサヒガニの採捕についての指示 (奄美大島海区漁業調整委員会取扱い) 13

告 示

鹿児島県告示第305号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第25条の2 第1項の規定により, 次のとおり保安林として指定する。

令和 3 年 3 月 16 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 保安林の所在場所

出水郡長島町獅子島字中網代1356番, 1357番1, 1363番3, 1363番5, 1367番3

- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び長島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第306号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和3年3月16日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林の所在場所
大島郡天城町大字松原字竿津脇58番2・59番1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、60番7、60番9、字七曲61番（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
潮害の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び天城町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第307号

令和3年2月5日鹿児島県告示第119号（以下「告示第119号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を出水市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和3年3月16日

鹿児島県知事 塩田康一

所在が不分明な者の氏名	通 知 の 要 旨	
		指定施業要件の変更予定保安林の所在場所
二宮宏輔	出水市下大川内字葛根平1295番1	告示第119号の変更後の
西牟田末治	出水市下大川内字葛根平1298番2	指定施業要件のとおりに

鹿児島県告示第308号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

令和3年3月16日

鹿児島県知事 塩田康一

事業所		指定居宅サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ケアステーションありあけ	志布志市有明町野神3372-2	医療法人愛誠会	曾於市大隅町下窪町1番地	徳留 稔	令和3年3月31日	訪問介護
チームヘルパーやすらぎの里	始良市下名2992番地	社会福祉法人希望会	始良市下名2992番地	中村浩一郎	令和3年3月31日	訪問介護
デイサービスセンターやすらぎの里	始良市下名2992番地	社会福祉法人希望会	始良市下名2992番地	中村浩一郎	令和3年3月31日	通所介護
特別養護老人ホームやすらぎの里	始良市下名2992番地	社会福祉法人希望会	始良市下名2992番地	中村浩一郎	令和3年3月31日	短期入所生活介護

鹿児島県告示第309号

介護保険法（平成9年法律第123号）第91条の規定により、指定介護老人福祉施設から次のとおり指定の辞退について届出があった。

令和3年3月16日

鹿児島県知事 塩田康一

施設		指定介護老人福祉施設の開設者			辞退年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
特別養護老人ホームやすらぎの里	始良市下名2992番地	社会福祉法人希望会	始良市下名2992番地	中村浩一郎	令和3年3月31日	介護福祉施設サービス

鹿児島県告示第310号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

令和3年3月16日

鹿児島県知事 塩田康一

事業所		指定介護予防サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
特別養護老人ホームやすらぎの里	始良市下名2992番地	社会福祉法人希望会	始良市下名2992番地	中村浩一郎	令和3年3月31日	介護予防短期入所生活介護

鹿児島県告示第311号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第14条の規定により、次の肥料の登録は、失効した。

令和3年3月16日

鹿児島県知事 塩田康一

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産業者		失効年月日
					氏名又は名称	住所	
鹿児島県肥第1267号	魚かす粉末	6-15魚かす粉末	窒素全量 6.0 りん酸全量15.0	該当なし	株式会社窪田商店	鹿児島市城南町19番10号	令和3年2月17日

鹿児島県告示第312号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第1項及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和51年政令第198号）第11条第3項の規定により、令和3年1月に収去した飼料若しくは飼料添加物又はこれらの原料の試験の結果の概要は、次のとおりである。

令和3年3月16日

鹿児島県知事 塩田康一

安全性に関する検査

製造事業場等の名称, 法人番号及び所在地	収去場所及び法人番号	飼料又は飼料添加物の区分	飼料又は飼料添加物の名称	製造(輸入)年月	試験項目	違反の内容
全国酪農飼料(株) 鹿児島工場 9010401074443 (鹿児島市)	鹿児島県酪農業協同組合 志布志支所 7340005000649 (志布志市)	乳用牛飼育用配合飼料	鹿酪1874ネオ	令和 3.1	重金属－カドミウム, 鉛	無
		乳用牛飼育用配合飼料	TMデイリー305	3.1	重金属－カドミウム, 鉛	無
		乳用牛飼育用配合飼料	デイリー305	3.1	重金属－カドミウム, 鉛	無
全国酪農飼料(株) 鹿児島工場 9010401074443 (鹿児島市)	鹿児島県酪農業協同組合 大隅支所 7340005000649 (鹿屋市)	若令牛育成用配合飼料	プレミアム育成前期	3.1	重金属－カドミウム, 鉛	無
		乳用牛飼育用配合飼料	ドライ&フレッシュSE	3.1	重金属－カドミウム, 鉛	無
		乳用牛飼育用配合飼料	おおすすめファイバー	3.1	重金属－カドミウム, 鉛	無

注 違反の内容の欄には、認められた違反の内容、違反となった試験項目及びその試験値を記載してある。

栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称, 法人番号及び所在地	収去場所及び法人番号	飼料の名称	製造(輸入)年月	試験項目	違反の内容
竹之内穀類産業(株) 本社工場 8340001002664 (鹿児島市)	同左	肥育用飼料No. 80506	令和 3.1	栄養成分等－粗たん白質, 粗脂肪, 粗繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無
		肥育用後期飼料No. 80257	3.1	栄養成分等－粗たん白質, 粗脂肪, 粗繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	無

注 違反の内容の欄には、栄養成分等の表示量に対して過不足があった場合はその成分名、試験値及び過不足の量を、原材料について違反があった場合はその内容を記載してある。

鹿児島県告示第313号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、土地改良事業県営農村地域防災減災（湛水防除）（農業用排水施設整備）福ノ江地区の計画を定めたので、関係書類

を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和3年3月16日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和3年3月17日から同年4月13日まで
- 3 縦覧場所
出水市役所農林水産整備課

鹿児島県告示第314号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、土地改良事業農村地域防災減災（用排水施設整備）（農業用排水施設整備）元村新田地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和3年3月16日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和3年3月17日から同年4月13日まで
- 3 縦覧場所
薩摩川内市役所耕地課

鹿児島県告示第315号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、土地改良事業県営中山間地域農業農村総合整備（農業用排水施設整備及び区画整理）第二大隅地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和3年3月16日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和3年3月17日から同年4月13日まで
- 3 縦覧場所
曾於市役所耕地課
曾於市大隅支所産業振興課
曾於市財部支所産業振興課

鹿児島県告示第316号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、土地改良事業水利施設等保全高度化（畑地帯担い手育成型）（農業用排水施設整備）和地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和3年3月16日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和3年3月17日から同年4月13日まで
- 3 縦覧場所
和泊町役場耕地課

鹿児島県告示第317号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により，土地改良事業水利施設等保全高度化（畑地帯担い手支援型）（農道整備及び客土）筒岩地区の計画を定めたので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和3年3月16日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和3年3月17日から同年4月13日まで
- 3 縦覧場所
和泊町役場耕地課

鹿児島県告示第318号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により，国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和3年3月16日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正）
- 2 作業の期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 3 作業の地域 鹿児島県全域

鹿児島県告示第319号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により，国土地理院長から令和2年8月11日鹿児島県告示第744号で告示した基本測量の実施は，令和3年2月25日終了した旨の通知があった。

令和3年3月16日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第320号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により，薩摩川内市長から令和2年10月27日鹿児島県告示第946号で告示した公共測量の実施は，令和3年2月26日終了した旨の通知があった。

令和3年3月16日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第321号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により，次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和3年3月16日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月16日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
国道	226号	枕崎市白沢北町1番1地先から同市あけぼの町4番地先まで	前	14.2～36.9	76.3
			後	13.0～36.8	76.3

鹿児島県告示第322号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和3年3月16日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月16日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道	226号	枕崎市白沢北町1番1地先から同市あけぼの町4番地先まで	令和3年3月16日

鹿児島県告示第323号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和3年3月16日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月16日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	石垣加世田線	南九州市川辺町下山田字上桃木渡瀬4268番1地先から同市川辺町下山田字下桃木渡瀬4332番3地先まで	前	6.2～11.6	561.3
			後	5.8～42.9	554.7

鹿児島県告示第324号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和3年3月16日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月16日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	石垣加世田線	南九州市川辺町下山田字上桃木渡瀬4268番1地先か	令和3年

	ら4300番1地先まで	3月16日
--	-------------	-------

鹿児島県告示第325号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和3年3月16日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月16日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	垂水南之郷線	曾於市末吉町南之郷字後原畑5295番4地先から同市末吉町南之郷字黒房5213番5地先まで	前	11.5～16.7	338.5
			後	11.5～25.2	338.5

鹿児島県告示第326号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和3年3月16日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月16日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	垂水南之郷線	曾於市末吉町南之郷字後原畑5295番4地先から同市末吉町南之郷字黒房5213番5地先まで	令和3年3月16日

鹿児島県告示第327号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和3年3月16日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月16日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	見帰二之方線	曾於市末吉町南之郷字牧4930番1地先から4938番2地先まで	前	10.8～14.2	80.0
			後	8.7～13.9	80.0

鹿児島県告示第328号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和3年3月16日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月16日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	見帰二之方線	曾於市末吉町南之郷字牧4930番1地先から4938番2地先まで	令和3年3月16日

鹿児島県告示第329号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和3年3月16日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月16日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	敷地の延長（メートル）
県道	辺塚根占線	肝属郡南大隅町根占横別府字出口2296番3地先から同町根占横別府字池之尾549番3地先まで	前後	7.7～34.1	429.7
				8.8～46.4	429.7

鹿児島県告示第330号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和3年3月16日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月16日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	辺塚根占線	肝属郡南大隅町根占横別府字出口2296番3地先から同町根占横別府字池之尾549番3地先まで	令和3年3月16日

鹿児島県告示第331号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、平成2年6月15日鹿児島県告示第1189号で指定した鹿児島湾沿岸古河良港海岸保全区域を廃止する。

令和3年3月16日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第332号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

令和3年3月16日

鹿児島県知事 塩田康一

桜島港海岸保全区域

鹿児島県鹿児島湾沿岸桜島港海岸古河良地区海岸

区 域	基 点	補 助 点
基点1から同7までを順	1 三等三角点磯平（北緯37度37分	1の1 基点1から

次直線で結んだ線並びに基点7, 補助点7の1, 同1の1及び基点1を順次直線で結んだ線により囲まれた区域	33.48秒, 東経130度40分17.58秒)から105度39分59秒164.4メートルの地点 2 基点1から175度30分00秒110.0メートルの地点 3 基点2から107度10分00秒75.0メートルの地点 4 基点3から72度30分00秒85.0メートルの地点 5 基点4から10度09分58秒19.2メートルの地点 6 基点5から3度58分51秒27.0メートルの地点 7 基点6から333度49分11秒26.5メートルの地点	77度19分55秒85.0メートルの地点 7の1 基点7から252度44分05秒62.6メートルの地点
------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------

鹿児島県告示333号

平成19年3月30日鹿児島県告示第643号（建築主事の所轄区域及び建築確認区分の指定）は、令和3年3月31日限り廃止する。

令和3年3月16日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第334号

鹿児島県指定金融機関事務取扱要綱等の一部を改正する要綱を次のように定めた。

令和3年3月16日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県指定金融機関事務取扱要綱等の一部を改正する要綱

（鹿児島県指定金融機関事務取扱要綱の一部改正）

第1条 鹿児島県指定金融機関事務取扱要綱（昭和62年鹿児島県告示第584号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第3条第1項又は」を「第6条第1項又は」に改める。

（鹿児島県指定代理金融機関事務取扱要綱の一部改正）

第2条 鹿児島県指定代理金融機関事務取扱要綱（昭和62年鹿児島県告示第585号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第3条第1項又は」を「第6条第1項又は」に改める。

（鹿児島県収納代理金融機関事務取扱要綱の一部改正）

第3条 鹿児島県収納代理金融機関事務取扱要綱（昭和62年鹿児島県告示第586号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第3条第1項又は」を「第6条第1項又は」に改める。

第10条第7項ただし書中「鹿児島県信用漁業協同組合連合会」を「九州信用漁業協同組合連合会」に、「店舗並びに」を「県内店舗並びに」に、「店舗（信漁連の本店）を「県内店舗（信漁連の鹿児島統括支店）」に改める。

（鹿児島県収納代理金融機関のうち郵便貯金銀行に関する事務取扱要綱の一部改正）

第4条 鹿児島県収納代理金融機関のうち郵便貯金銀行に関する事務取扱要綱（平成12年鹿児島

島県告示第481号)の一部を次のように改正する。

第 3 条中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第 3 条第 1 項又は」を「第 6 条第 1 項又は」に改める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 3 月 16 日から施行する。ただし、第 3 条中鹿児島県収納代理金融機関事務取扱要綱第 10 条第 7 項ただし書の改正規定は、同年 4 月 1 日から施行する。

鹿児島県告示第 335 号

平成 16 年 2 月 10 日鹿児島県告示第 333 号（総括指定金融機関の指定、指定金融機関等の名称、取扱店舗及び取扱事務の範囲）の一部を次のように改正し、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

令和 3 年 3 月 16 日

鹿児島県知事 塩田康一

3 の(1)の表鹿児島県信用漁業協同組合連合会の項中「鹿児島県信用漁業協同組合連合会」を「九州信用漁業協同組合連合会」に改め、「本店,」を削る。

鹿児島県告示第 336 号

平成 19 年 9 月 28 日鹿児島県告示第 1470 号（鹿児島県収納代理金融機関のうち郵便貯金銀行の指定）の一部を次のように改正し、令和 3 年 3 月 16 日から施行する。

令和 3 年 3 月 16 日

鹿児島県知事 塩田康一

3 (2)中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第 3 条第 1 項又は」を「第 6 条第 1 項又は」に改める。

公 告

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和 3 年 3 月 16 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
タブレットパソコン 522 台
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号
- 3 落札者を決定した日
令和 3 年 2 月 24 日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社エム・エム・シー
鹿児島市中町 3 番 11 号
- 5 落札金額
22,985,226 円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和 3 年 1 月 26 日

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第 9 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定に基づく次の表の左欄に掲げる直接請求の連署に要する選挙権を有する者の数は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりである。

なお、令和 2 年 12 月 18 日 鹿児島県選挙管理委員会告示第 60 号（直接請求の連署に必要な有権者の数）は、廃止する。

令和 3 年 3 月 16 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

左 欄	右 欄
地方自治法第74条第1項に基づく条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数	26,923
地方自治法第75条第1項に基づく県の事務の執行に関する監査の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数	
地方自治法第76条第1項に基づく議会の解散の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	268,266
地方自治法第80条第1項に基づく議会の議員の解職の請求の連署に要する各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）	鹿児島市・鹿児島郡区 149,853
	鹿屋市・垂水市区 31,828
	枕崎市区 5,836
	阿久根市・出水郡区 8,554
	出水市区 14,521
	指宿市区 11,246
	西之表市・熊毛郡区 11,377
	薩摩川内市区 25,823
	日置市区 13,280
	曾於市区 9,965
	霧島市・始良郡区 36,727
	いちき串木野市区 7,747
	南さつま市区 9,444
	志布志市・曾於郡区 12,031
	奄美市区 13,502
	南九州市区 9,699
	伊佐市区 7,181
始良市区 21,269	
薩摩郡区 5,808	
肝属郡区 10,089	
大島郡区 16,414	
地方自治法第81条第1項に基づく知事の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	268,266
地方自治法第86条第1項に基づく副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1	

を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に基づく教育委員会の教育長又は委員の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第30号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和3年3月16日

鹿児島県公安委員会委員長 増田吉彦

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	P地獄少女 きくりのお祭り L I V E F W A	株式会社藤商事	0P1677
ぱちんこ遊技機	Pキャプテン翼 2020MQ	株式会社サンセイアールアンドディ	0P1414
ぱちんこ遊技機	P A 激デジジュシーハニー 3 N B Y	株式会社サンセイアールアンドディ	010014
ぱちんこ遊技機	Pギンパラ夢幻カーニバル H T K	株式会社サンスリー	0P1651
ぱちんこ遊技機	P大海物語 4 スペシャル S C A	株式会社三洋物産	0P1589
回胴式遊技機	S / アルドノア・ゼロ / N L	株式会社エレコ	0S1352
回胴式遊技機	S 百花繚乱サムライガールズ Z A	株式会社エンターライズ	0S1214

奄美大島海区漁業調整委員会指示

奄美大島海区漁業調整委員会指示第2-2号

奄美大島海区におけるアサヒガニの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。ただし、試験研究機関が試験研究のために採捕する場合は、この限りでない。

令和3年3月16日

奄美大島海区漁業調整委員会会長 茂野拓真

- 1 体長制限
甲長8センチメートル以下のアサヒガニは採捕してはならない。
- 2 禁止期間
5月1日から7月31日まではアサヒガニを採捕してはならない。
- 3 指示の有効期間
令和3年4月1日から令和6年3月31日までとする。